

料金別納郵便

納付済通知書

科目		合計金額	
年度		通知書番号	
期別		宛名番号	
発行日		発行日	

ID コード 科目 詳細 課定 期別(月) 通知書番号 CD

算定	期割	年分	納付額	納取内CD
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

督促手数料 延滞金

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

納期限

(ご注意)金額の訂正等がある場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

上記の金額を領収しましたので通知します。
 苫小牧市会計管理者様

口座番号	02780-5-960064	加入者名	苫小牧市会計管理者
------	----------------	------	-----------

※この用紙はATMでのお取り扱いにはできません。
 ※この納付済通知書は直接機械に読ませますので折ったり汚したりしないでください。

領収日付印
 苫小牧市保管/CVS本部控

納付書

口座番号	02780-5-960064
加入者名	苫小牧市会計管理者

納付者氏名

通知書番号

期別(月)

納付額

合計額

納期限

上記の金額を納付します。

(領収日付印)

金融機関等保管/店舗控

督促状

領収証書

納付者氏名

通知書番号

期別(月)

納付金額

合計金額

納期限

連絡先

上記の金額が未納となっていますので、至急納付してください。

銀行等で納付してから市で入金確認できるまで日数を要します。行き違いの場合はご容赦ください。

口座番号	02780-5-960064	加入者名	苫小牧市会計管理者
------	----------------	------	-----------

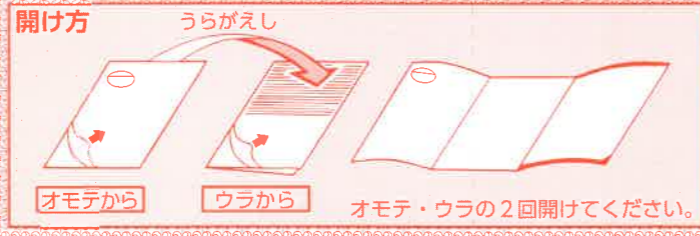
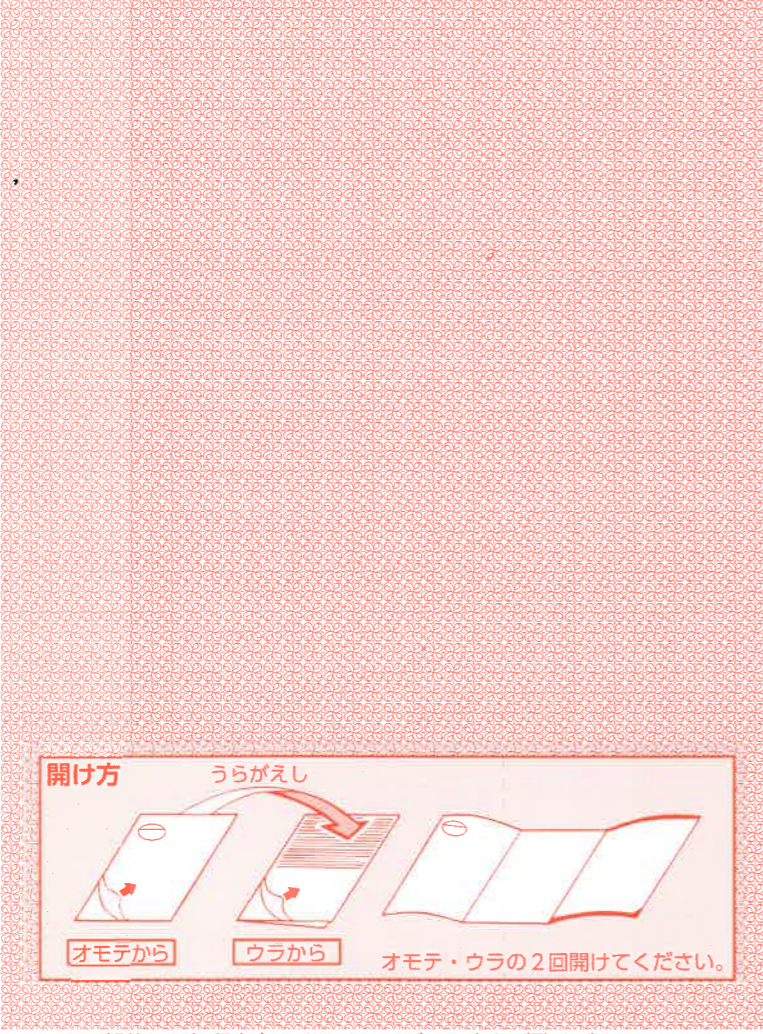
上記の金額を領収しました。
 苫小牧市会計管理者

この領収証書は5年間大切に保管してください。

(領収日付印)

納付者保管/収入印紙不要

●ご案内は内側にあります。ここからゆっくりとはがしてご覧ください。



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
ウラ面にもご案内があります。同様に左下よりはがしてご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

税金・保険料・使用料を納めるところ

- 金融機関
 - 苫小牧信用金庫
 - 北海道銀行
 - 北洋銀行
 - 北陸銀行
 - 室蘭信用金庫
 - 北海道労働金庫
 - 北央信用組合
 - とまこまい広域農業協同組合
 - 北海道内のゆうちょ銀行・郵便局

※一部金融機関で納付する場合、別途手数料がかかることがありますのでご注意ください。

■苫小牧市勇払出張所、のぞみ出張所及び沼ノ端出張所

■コンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、セイコーマート、ハマナスクラブ(三菱UFJニコス取扱の表示店舗のみ)、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ニューヤマザキデイリーストア、ポプラ、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、MMK(マルチメディアキオスク端末)設置店

- 次の場合はコンビニエンスストアでは納められません。
- ・バーコードの印字がないもの。
 - ・バーコードの読取ができないもの。
 - ・30万円を超えた金額のもの。
 - ・金額が訂正されたもの。

このハガキでお支払いの際は、お手持ちの納付書との重複払いにご注意ください。

次のことにご注意ください。

○延滞金
納期限までに税金・保険料・使用料が完納されないときは、その翌日から税金・保険料・使用料完納の日までの期間の日数に応じ税金・保険料・使用料(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞税特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「延滞税特別基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該延滞税特別基準割合適用年における延滞税特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞税特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

○滞納処分
この督促状発付日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えを受けることがあります。また、介護保険料については保険給付の一時差し止め等の給付制限を受けることがあります。
※この督促状の科目が、住宅使用料等の場合は滞納処分の適用はありません。

○審査請求
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、苫小牧市長に対して審査請求することができます。(地方税法第19条)
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後に当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、苫小牧市を被告として(訴訟において、苫小牧市を代表する者は苫小牧市長となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次のいずれかに該当するときは当該審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
※この督促状の科目が、後期高齢者医療保険料の場合は「北海道の後期高齢者医療審査会」が審査請求先となり、適用される法律は「高齢者の医療の確保に関する法律第128条」となります。また、介護保険料の場合は「北海道の介護保険審査会」が審査請求先となり、適用される法律は「介護保険法第183条」となります。
※この督促状の科目が、住宅使用料等の場合は審査請求の適用はありません。

○その他
この督促状についてのお問合せや、納税(納入)通知書を紛失されたときは担当課までご連絡ください。
なお、納付約束している方にも確認のためお知らせしております。